

## 潮来市と茨城県行政書士会との 「災害時における支援協力に関する協定」の締結について

茨城県行政書士会では、災害時における支援協力に関する協定を、下記により潮来市と締結いたしました。

これは、先の東日本大震災を踏まえ、大規模災害発生時に市からの要請に応じ、茨城県行政書士会が直ちに無料相談窓口を設置するなど、行政書士業務により被災者支援を行おうとするものです。

今回の協力協定は、災害が発生した場合に、潮来市からの要請により、本会の鹿行支部（支部長 田向 敏雄）が窓口となり、茨城県行政書士会が被災者支援を実施しようとするものです。

### 記

- 1 支援協力に関する協定相手方： 潮来市
- 2 支援協力に関する協定締結日： 平成27年11月9日
- 3 協定締結の状況

潮来市役所において、原浩道市長と國井豊茨城県行政書士会会長が協定書に調印を行いました。

#### 出席者

- 潮来市側 原浩道市長、兼原利治総務部長、柿崎純一総務課長  
 本会側 國井豊会長、田向敏雄鹿行支部長  
 大庭孝志、吉川俊、各副支部長

- 4 災害協定の主な内容

本会は、潮来市の要請により無償で次の業務を行う。

- ①被災者支援相談窓口の開設
- ②潮来市への本会会員の派遣
- ③その他、被災者支援のために潮来市が必要とする事業への協力
- ④支援要請手続及び連絡調整については、原則として茨城県行政書士会鹿行支部を経由して行う。

- 5 茨城県行政書士会が、既に災害時における被災者支援協力のための協定を締結した自治体

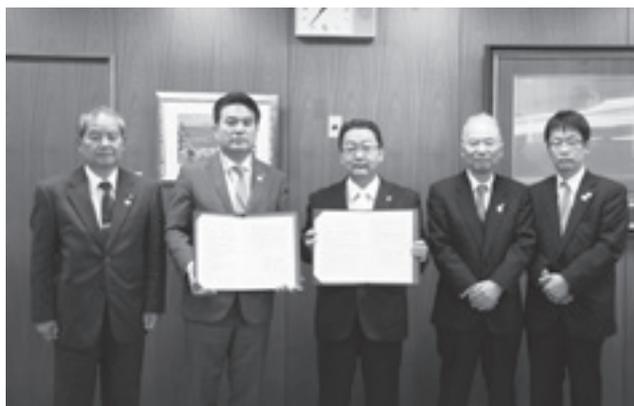
北茨城市（H24年7月）、水戸市（H26年5月）、行方市（H26年7月）  
 日立市（H26年8月）、東海村（H26年8月）、常陸太田市（H26年10月）  
 那珂市（H26年10月）、城里町（H27年4月）、つくば市（H27年7月）



平成27年11月29日（日）茨城新聞



平成27年11月13日（金）毎日新聞



原市長を囲んで支部役員と



協定書に署名

災害時における支援協力に関する協定書

潮来市（以下「甲」という。）と茨城県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、潮来市において地震、風水害その他災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を相互に協力して実施することに關し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲が、災害時に潮来市災害対策本部を設置し、かつ、潮来市内に災害救助法が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときに、乙に対して協力を要請するものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員の行う業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3の業務並びに同業務を実施するため必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談窓口の開設
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 第2条の要請は、業務の内容、場所及び期間を明示した文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書をもって処理するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、業務に支障を来さないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

3 前2項の手続及び連絡調整については、原則として乙の運行支部を経由して行うものとする。

（費用負担）

第5条 第3条の行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

（損害の補償）

第7条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

（協働）

第8条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成27年11月9日

甲 潮来市 市 626

潮来市長

原 浩 道



乙 水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル5階  
茨城県行政書士会

会長

会 長 岡 井 豊



## 龍ヶ崎市と茨城県行政書士会との 「災害時における支援協力に関する協定」の締結について

茨城県行政書士会では、災害時における支援協力に関する協定を、下記により龍ヶ崎市と締結いたしました。

これは、先の東日本大震災を踏まえ、大規模災害発生時に市からの要請に応じ、茨城県行政書士会が直ちに無料相談窓口を設置するなど、行政書士業務により被災者支援を行おうとするものです。

今回の協力協定は、災害が発生した場合に、龍ヶ崎市からの要請により、本会の県南支部（支部長 稲葉 稔）が窓口となり、茨城県行政書士会が被災者支援を実施しようとするものです。

### 記

- 1 支援協力に関する協定相手方：龍ヶ崎市
- 2 支援協力に関する協定締結日：平成27年11月10日
- 3 協定締結の状況

龍ヶ崎市役所において、中山一生市長と國井豊茨城県行政書士会会長が協定書に調印を行いました。

#### 出席者

龍ヶ崎市側 中山一生市長、川村光男副市長、  
出水田正志危機管理監

本会側 國井豊会長、竹内崇副会長、  
雨貝洋子県南支部長代行古賀康夫副支部長



龍ヶ崎市報「りゅうがき」12月前半号

- 4 災害協定の主な内容

本会は、龍ヶ崎市の要請により無償で次の業務を行う。

- ①被災者支援相談窓口の開設
- ②龍ヶ崎市への本会会員の派遣
- ③その他、被災者支援のために龍ヶ崎市が必要とする事業への協力
- ④支援要請手続及び連絡調整については、原則として茨城県行政書士会県南支部を經由して行う。

- 5 茨城県行政書士会が、既に災害時における被災者支援協力のための協定を締結した自治体

北茨城市（H24年7月）、水戸市（H26年5月）、行方市（H26年7月）  
日立市（H26年8月）、東海村（H26年8月）、常陸太田市（H26年10月）  
那珂市（H26年10月）、城里町（H27年4月）、つくば市（H27年7月）  
潮来市（H27年11月）



中山市長と



協定書に署名

## 災害時における支援協力に関する協定書

能ヶ崎市（以下「甲」という。）と茨城県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、能ヶ崎市において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な項目を定めるものとする。

### （要請）

第2条 甲が、災害時に能ヶ崎市災害対策本部を設置し、かつ、能ヶ崎市内に災害救助法が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。

### （行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法第1条の2及び第1条の3の業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談窓口の開設
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

### （要請手続等）

第4条 第2条の要請は、業務の内容、場所及び期間を明示した文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後すみやかに文書をもって処理するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

3 前2項の手続及び連絡調整については、原則として、乙の黒南支部を經由して行うものとする。

### （費用負担）

第5条 第3条の行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

### （相談者の負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

### （損害の補償）

第7条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

### （協議）

第8条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

### （有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成27年11月10日

甲 能ヶ崎市3710番地

能ヶ崎市長 中山一史



乙 水戸市笠原町978番25 茨城県行政書士会

茨城県行政書士会

会長

岡井 豊



## 鉦田市と茨城県行政書士会との 「災害時における支援協力に関する協定」の締結について

茨城県行政書士会では、災害時における支援協力に関する協定を、下記により鉦田市と締結いたしました。

これは、先の東日本大震災を踏まえ、大規模災害発生時に市からの要請に応じ、茨城県行政書士会が直ちに無料相談窓口を設置するなど、行政書士業務により被災者支援を行おうとするものです。

今回の協力協定は、災害が発生した場合に、鉦田市からの要請により、本会の鹿行支部（支部長 田向 敏雄）が窓口となり、茨城県行政書士会が被災者支援を実施しようとするものです。

### 記

- 1 支援協力に関する協定相手方：鉦田市
- 2 支援協力に関する協定締結日：平成27年12月17日
- 3 協定締結の状況

鉦田市役所において、鬼沢保平市長と國井豊茨城県行政書士会会長が協定書に調印を行いました。

#### 出席者

鉦田市側 鬼沢保平市長、石崎順副市長、  
小野瀬武彦総務部長、関谷公律総務課長

本会側 國井豊会長、嶋田広一副会長、  
田向敏雄支部長 大庭孝志副支部長

- 4 災害協定の主な内容

本会は、鉦田市の要請により無償で次の業務を行う。

- ①被災者支援相談窓口の開設
- ②鉦田市への本会会員の派遣
- ③その他、被災者支援のために鉦田市が必要とする事業への協力
- ④支援要請手続及び連絡調整については、原則として茨城県行政書士会鹿行支部を經由して行う。

- 5 茨城県行政書士会が、既に災害時における被災者支援協力のための協定を締結した自治体

北茨城市（H24年7月）、水戸市（H26年5月）、行方市（H26年7月）  
日立市（H26年8月）、東海村（H26年8月）、常陸太田市（H26年10月）  
那珂市（H26年10月）、城里町（H27年4月）、つくば市（H27年7月）  
潮来市（H27年11月）、龍ヶ崎市（H27年11月）



平成27年12月27日（日）茨城新聞



鬼沢市長と



協定書に署名

災害時における支援協力に関する協定書

絆田市（以下「甲」という。）と茨城県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、絆田市において地震、風水害その他災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲が、災害時に絆田市災害対策本部を設置し、かつ、絆市内に災害救助法が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときに、乙に対して協力を要請するものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員の行う業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3の業務並びに同業務を実施するため必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談窓口の開設
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 第2条の要請は、業務の内容、場所及び期間を明示した文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書をもって処理するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、業務に支障を来さないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

3 前2項の手続及び連絡調整については、原則として乙の運行支辨を經由して行うものとする。

（費用負担）

第5条 第3条の行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

（損害の補償）

第7条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成27年12月17日

甲 絆田市絆田1444番地1

絆田市 市長



鬼沢保平

乙 水戸市笠原町978番25 茨城県開発公社ビル5階

茨城県行政書士会



岡井豊

会長

## 神栖市と茨城県行政書士会との 「災害時における支援協力に関する協定」の締結について

茨城県行政書士会では、災害時における支援協力に関する協定を、下記により神栖市と締結いたしました。

これは、先の東日本大震災を踏まえ、大規模災害発生時に市からの要請に応じ、茨城県行政書士会が直ちに無料相談窓口を設置するなど、行政書士業務により被災者支援を行おうとするものです。

今回の協力協定は、災害が発生した場合に、神栖市からの要請により、本会の鹿行支部（支部長 田向 敏雄）が窓口となり、茨城県行政書士会が被災者支援を実施しようとするものです。

### 記

- 1 支援協力に関する協定相手方：神栖市
- 2 支援協力に関する協定締結日：平成27年12月18日
- 3 協定締結の状況

神栖市役所において、保立一男市長と國井豊茨城県行政書士会会長が協定書に調印を行いました。

#### 出席者

神栖市側 保立一男市長、栗林文男生活環境部長、  
下河邊克巳危機管理監

本会側 國井豊会長、嶋田広一副会長

田向敏雄鹿行支部長 鈴木康弘鹿行支部理事

- 4 災害協定の主な内容

本会は、神栖市の要請により無償で次の業務を行う。

- ①被災者支援相談窓口の開設
- ②神栖市への本会会員の派遣
- ③その他、被災者支援のために神栖市が必要とする事業への協力
- ④支援要請手続き及び連絡調整については、原則として茨城県行政書士会鹿行支部を經由して行う。

- 5 茨城県行政書士会が、既に災害時における被災者支援協力のための協定を締結した自治体（12市町村）  
北茨城市（H24年7月）、水戸市（H26年5月）、行方市（H26年7月）  
日立市（H26年8月）、東海村（H26年8月）、常陸太田市（H26年10月）  
那珂市（H26年10月）、城里町（H27年4月）、つくば市（H27年7月）  
潮来市（H27年11月）、龍ヶ崎市（H27年11月）、鉾田市（H27年12月）

### 市災害協定90件目



平成27年1月7日(木) 茨城新聞



保立市長と



協定書に署名

災害時における支援協力に関する協定書

神栖市（以下「甲」という。）と茨城県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神栖市において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を相互に協力して実施することに關し、必要な事項を定めるものとする。

（範囲）

第2条 甲が、災害時に神栖市災害対策本部を設置し、かつ、神栖市内に災害救助法が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときに、乙に対して協力を要請するものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員の行う業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び3の業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談窓口の開設
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 第2条の要請は、業務の内容、場所及び期間を明示した文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書をもって処理するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

3 前2項の手続き及び連絡調整については、原則として乙の執行支那を理由して行うものとする。

（費用負担）

第5条 第3条の行政書士業務において必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

（報告）

第7条 乙は、実施した行政書士業務の件数、対象者、相談内容について、甲から求められたときは書面で報告するものとする。ただし、その具体的な範囲は、行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（災害の補償）

第8条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲は災害補償については、甲は負担を負わない。

（防災訓練への参加）

第9条 乙は、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練の参加に努めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1か月前までに甲又は乙から文書をもって協定期満了の意思表示をしない限り、有効期間満了の日の翌日から1年間同一の条件をもって更新するものとし、その後も同様の取り扱いとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、この協定の有効期間内であっても、合意の上、この協定を終了させることができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年12月18日

甲 茨城県神栖市漢口4991番地5

神栖市長 保之 一 男



乙 茨城県水戸市笠原町978番地25 茨城県開発公社ビル5階

茨城県行政書士会

会長 國井 豊

